

まつさか地域クラブ活動登録における取扱いについて

1.趣旨及び目的

この取扱いは、「松阪市部活動ガイドライン」及び「まつさか地域クラブ活動方針」に基づき、適切にまつさか地域クラブ活動(以下まつさか地域クラブという。)の登録がなされることにより、松阪市における中学校部活動の地域連携及び段階的な地域展開を進めていくことを目的とする。

また、取扱いの運用にあたっては、学校教育課、スポーツ課、文化課等関係各課が連携し、当該団体の運営状況等の情報を共有するとともに必要に応じて協議を行うものとする。

2.登録における要件

まつさか地域クラブへ登録する地域クラブは、次の要件を具備しなければならない。

- (1)「松阪市部活動ガイドライン」「まつさか地域クラブ活動方針」の趣旨及び目的を理解し、それを尊重すること。特に、まつさか地域クラブ活動方針については遵守していること。
- (2)地域クラブの事務局等が松阪市内に所在し、主な活動拠点が松阪市内であるスポーツ及び文化団体であること。
- (3)地域クラブの規約を有すること。
- (4)日常継続的に代表者もしくは指導者としての資質・能力を有する人材の指導のもとに、活動が適切に行われていること。
- (5)下記内容を遵守する非営利の団体であること。
 - ①活動によって得た利益や資産を、構成員(会員や役員)に分配しないこと。
 - ②活動によって利益が出た場合は、配当のような行為はせず、その団体が目的とする活動にあてること。
- (6)体罰やハラスメントの根絶について地域クラブ内での規則を有し、適切に運用されていること。
- (7)松阪市教育委員会事務局(以下事務局という。)より参加を依頼された会議等には必ず参加し、その決定に従うこと。
- (8)事務局が求める、登録や運営に関わる必要な要求に応じること。

3.登録申請

まつさか地域クラブに登録を希望する地域クラブは、以下のとおり申請しなければならない。

登録申請は、事務局が指定する方法で指定する期間に行い、下記の(1)～(4)の書類を事務局に提出するとともに、事務局が求める事項について誓約すること。

- (1)地域クラブ規約
- (2)体罰やハラスメントの規則
- (3)前年度分の収支報告書
- (4)登録生徒名簿《様式1》

※変更がある場合はその都度提出すること。

4.登録の承認

登録申請を受理した後、事務局は地域クラブ活動の審査を行う。事務局は登録承認後、まつさか地域クラブ活動認定書を発行する。

5.活動実績及び活動予定の報告

認定を受けた地域クラブ(以下、登録地域クラブという。)は、前月の活動実績と当月の活動予定を、毎月5日までに事務局に報告しなければならない。

6.収支の報告

登録地域クラブは、年度末にその年度の収支決算を事務局に報告しなければならない。

7.その他の報告及び届出義務

登録地域クラブは、役員等に変更が生じた際、速やかにその旨を届け出なければならない。

8.資格の停止

- (1)登録地域クラブから資格停止の求めがあったとき、または、登録地域クラブとして著しく不適當であると事務局が認めるに至ったとき、事務局は、登録資格を停止することができる。
- (2)事務局は、このことを関係団体にも報告する。

9.附則

この取扱いはスポーツ庁・文化庁及びその他の決定により、修正をされる場合がある。